

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画変更年度	令和 6 年度
計画主体	藤岡市

藤岡市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	藤岡市 森林環境部 森林課
所 在 地	藤岡市中栗須 3 2 7 番地
電 話 番 号	0 2 7 4 - 4 0 - 2 3 1 6
F A X 番 号	0 2 7 4 - 2 4 - 9 2 6 8
メールアドレス	sinrin@city.fujioka.gunma.jp

(注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

目 次

	ページ
1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域	2
2. 鳥獣による農林水産事業等に係る被害の防止に関する基本的な方針	2
(1) 被害の現状（令和3年度）	
(2) 被害の傾向	
(3) 被害の軽減目標	3
(4) 従来講じてきた被害防止対策	4
(5) 今後の取組方針	5
3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項	6
(1) 対象鳥獣の捕獲体制	
(2) その他捕獲に関する取組	
(3) 対象鳥獣の捕獲計画	7
(4) 許可権限委譲事項	9
4. 防護柵の設置等に関する事項	9
(1) 侵入防止柵の整備計画	
(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組	
5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項	10
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項	10
(1) 関係機関等の役割	
(2) 緊急時の連絡体制	
7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項	11
8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その他有効な利用に関する事項	11
(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法	
(2) 処理加工施設の取組	
(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組	
9. 被害防止施策の実施体制に関する事項	12
(1) 被害防止対策協議会に関する事項	
(2) 関係機関に関する事項	
(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項	
(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項	
10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項	13

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマ・ハクビシン・アライグマ・タヌキ・カラス・カワウ・ニホンザル
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	藤岡市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	リンゴ	23 千円 1.0a
ニホンジカ	被害額としての報告はないが、昼夜を問わず里山から住宅街近くへの出没が多く報告され、車両との衝突や葉物野菜等への被害が懸念される。	
ハクビシン	イチゴ	31 千円 1.0a
アライグマ	被害額としての報告はないが、イチゴ・トウモロコシなどの農被害が懸念される。山間部よりも街中での出没件数が増加している。	
タヌキ	被害の発生は確認されないが、出没件数が増加しており、今後農作物等への被害が懸念される。	

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシ	中山間地の山林や遊休農地等に隣接する農地での出没・被害が発生しており、生息域も拡大傾向にあり、平野部や住宅地周辺での出没も増加し、出没する時間帯も夜間に限らなくなっている。 被害としては、農地、畦畔の掘り起こし・踏み荒らしと竹林内の筍の食害も発生している。 また、居住地区内・通学路上での出没も確認されていることから、人身被害の発生が懸念される状況にある。
ニホンジカ	シカの出没は年々増加しており、生息範囲も拡大していることから、住宅地や道路上での出没も多く発生している。被害は、栽培苗や育成中の若木に対する食害と車両との衝突事故等が報告されている。

ツキノワグマ	春から秋にかけて、蜂蜜や栗などへの食害が発生している。出没場所は中山間地域であるが、人家の多い地域でも目撃や出没情報が報告されている。
ハクビシン	市内全域で確認されており、特に市内各地域に点在する野菜等（イチゴ、ブドウ）を栽培している販売農家で被害が発生している。 また、人家・空き家・倉庫等に住み着き、糞尿や異臭、鳴き声等による生活環境を悪化させる被害が増加している。
アライグマ	市内全域で確認されており、特に市内各地域に点在する野菜等（イチゴ、ブドウ）を栽培している販売農家で被害が発生している。 また、人家・空き家・倉庫等に住み着き、糞尿や異臭、鳴き声等による生活環境を悪化させる被害が増加している。
タヌキ	市内全域で目撃されている。
カラス等	市内全域で目撃されており、ゴミの散乱、家畜・ペットへの攻撃、騒音等生活環境への被害が広がっている。
カワウ	河川、湖沼等で多く出没しており、養殖魚などへの食害が発生している。
ニホンザル	一部地域で、はぐれザルの目撃情報が寄せられている。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
イノシシ	23 千円 1.00a	10 千円 0.75a
ハクビシン	31 千円 1.00a	20 千円 0.75a

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	藤岡市猟友会及び鬼石猟友会の2隊（70名）に有害鳥獣捕獲業務を委託し、わな猟等による捕獲を実施。 また、平成26年度からは、鳥獣被害対策実施隊を設置し、捕獲活動の強化に取り組んでいる。 【1. イノシシ】 わな猟（くくりわな、捕獲檻）と銃器により捕獲を実施。 【2. ニホンジカ】 わな猟（くくりわな）と銃器により捕獲を実施。 【3. ハクビシン、アライグマ】 捕獲檻により捕獲を実施。また、捕獲檻の増設。 【4. ツキノワグマ】 捕獲檻による捕獲を実施。 【5. ニホンザル】 捕獲檻による捕獲を実施。 ※ 捕獲個体の処理については、実施隊に委託し、鳥類及び小型獣については焼却処分、大型獣については、解体後焼却処分又は埋設処分している。	狩猟者の減少により猟友会員の高齢化が進み、捕獲従事者の育成と確保が必要である。 また、地域農業者の高齢化が進展し、耕作放棄地等が増え荒廃化した農地等が鳥獣の棲家になりうることから、関係者による農地等の適正管理を検討する必要がある。 【1. イノシシ】 住宅地周辺での出没が増加していることから、効率的で実効性のある捕獲方法の検討が必要。 また、野性イノシシの豚熱ウイルス感染以降、固体の処理方法。 【2. ニホンジカ】 繁殖力が強いことから、今後の増加が想定され、車輛事故による人身被害も懸念される。 【3. ハクビシン、アライグマ】 人口減少等により、空き家が増え、繁殖箇所等が確保できることから、増加傾向にある。 【4. ツキノワグマ】 冬眠前後に餌を求め出没するケースが増えている。 【5. ニホンザル】 秋になると住宅地周辺に果樹を求め、はぐれザルが毎年1ヶ月程度出没している。
防護柵の設置等に関する取組	平成28年度から電気柵等の鳥獣侵入防止用資材（電気柵等）の購入者に対し補助を行っている。（他課事業） 追上げ・追払い用にネットを作成し、危険防止のために備えている。	侵入防止柵設置後の維持管理。

生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組	農業者向けに、鳥獣の特性や侵入防止柵の設置方法などの研修を実施している。	実際に被害にあわれている農業従事者との接触が頻繁ではないため、知識の普及や要望の把握が難しい。
----------------------------------	--------------------------------------	---

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

従来講じてきた被害防止対策に加え、次の施策を講じることにより、地域全体で効率的な防止策を検討、実施していく。

イノシシについては、繁殖力が非常に高いことから被害がさらに拡大する恐れがあるため、農地及び農地周辺の山林において積極的な捕獲を行う。

また、被害の多い農地と隣接する山林の境界に侵入防止の固定柵を検討するとともに、農地での防護柵設置を推進する。

出没情報や被害が多い地域には、餌場や棲家となる環境を作らないよう、耕作放棄地の解消、収穫残渣の適正処理の徹底等捕獲以外の被害防止策を地域全体で検討、実施する。

ニホンジカについては、生息区域で効率的な被害対策を実施するとともに有害鳥獣捕獲隊による追払い及び積極的な捕獲を実施する。

ツキノワグマについては、捕獲檻等での捕獲体制や緊急連絡体制を整備し、人身被害の危機に備える。

ハクビシン・アライグマ・タヌキについては、捕獲檻により捕獲を実施する。

カラス等については、農作物被害が見られる地域において必要に応じて捕獲体制を整備する。

カワウについては、銃器を使用した捕獲を実施する。

ニホンザルについては、専用捕獲檻により捕獲を実施する。

また、今後はICTを取り入れることによって、迅速な捕獲情報を取得したり、生息状況を調査することで、実施隊員の捕獲作業の効率化をはかる。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

群馬県で定める「第13次鳥獣保護管理事業計画」に基づき編成した有害鳥獣捕獲隊員が従事するとともに、市内に居住する者で有害鳥獣捕獲隊名簿に掲載されている者のうちから被害対策に積極的に取り組むことが見込まれる者を鳥獣被害対策実施隊員及び対象鳥獣捕獲員として任命し、積極的な捕獲を推進する。

1. イノシシ・ニホンジカ・ハクビシン・アライグマ・タヌキ・ニホンザル等
対象鳥獣捕獲隊の各隊員の担当地域により、わな猟（くくりわな）と銃器を用いた捕獲業務等を実施する。
2. イノシシ・ニホンジカ・ハクビシン・アライグマ・タヌキ
被害農業者等が、対象鳥獣捕獲隊の指導と協力を受け、自らの被害農地等で捕獲檻等を用いた捕獲を実施できることとする。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃（特定ライフル銃含む）を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 5	イノシシ ニホンジカ ハクビシン アライグマ タヌキ ニホンザル	国・県の事業を活用し、効果的な捕獲機材を導入するとともに、有害鳥獣捕獲隊又は鳥獣被害対策実施隊等に補助金を交付することで、更なる捕獲頭数の増加を図る。また、捕獲通報装置を活用した効率的な捕獲活動を実施し、農林水産業者に対しては、わな猟免許取得を促す。
R 6	イノシシ ニホンジカ ハクビシン アライグマ タヌキ ニホンザル	国・県の事業を活用し、効果的な捕獲機材を導入するとともに、有害鳥獣捕獲隊又は鳥獣被害対策実施隊等に補助金を交付することで、更なる捕獲頭数の増加を図る。また、捕獲通報装置を活用した効率的な捕獲活動を実施し、農林水産業者に対しては、わな猟免許取得を促す。

R 7	イノシシ ニホンジカ ハクビシン アライグマ タヌキ ニホンザル	国・県の事業を活用し、効果的な捕獲機材を導入するとともに、有害鳥獣捕獲隊又は鳥獣被害対策実施隊等に補助金を交付することで、更なる捕獲頭数の増加を図る。また、捕獲通報装置を活用した効率的な捕獲活動を実施し、農林水産業者に対しては、わな猟免許取得を促す。
-----	---	---

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
イノシシは、山間部を中心に農被害が発生しており、捕獲数は増加傾向にあるため、年間150頭を計画する。	
ニホンジカは、出没が広範囲にわたり、捕獲数も増加傾向にある。農被害も増加していることから、年間500頭を計画する。	
ハクビシン・アライグマ・タヌキは、果樹農家における被害が多いが、近年街中での出没が急激に増えていることから、それぞれ年間200頭、400頭、150頭を計画する。	
ツキノワグマは、主に山間部での出没が年に数回あるが、人身被害等防止のためのやむを得ない捕獲として必要最小限とする。	
カラス等は、主に生活環境への被害が多いが、農作物被害が見られる地域において、状況に応じ年間50羽を計画する。	
カワウは、鮎川流域などにおける魚類の被害がみられるため、年間100羽を計画する。	
ニホンザルは、年に数回はぐれザルとみられる目撃情報があるが、群れは確認されていないため、人身被害等防止のためのやむを得ない捕獲として3頭を計画する。	

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	150頭	150頭	150頭
ニホンジカ	500頭	500頭	500頭
ハクビシン	200頭	200頭	200頭
アライグマ	400頭	400頭	400頭
タヌキ	150頭	150頭	150頭
ツキノワグマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
カラス等	50羽	50羽	50羽
カワウ	100羽	100羽	100羽
ニホンザル	3頭	3頭	3頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
・イノシシ 年間を通じて市民より農作物被害等が寄せられていることから、狩猟期間以外の9カ月間、市内全域の被害農地及び山林において、わなと銃器による捕獲を実施する。なお、鳥獣保護区、特定量具使用禁止区域（銃）、人身被害の恐れがある区域では狩猟期間も捕獲を実施する。
・ニホンジカ 市内全域において、わなと銃器による捕獲を実施する。なお、鳥獣保護区、特定量具使用禁止区域（銃）、人身被害の恐れがある区域では狩猟期間も捕獲を実施する。
・ハクビシン・アライグマ・タヌキ 市内全域において、小型捕獲檻による捕獲を実施する。なお、ハクビシン・アライグマについては、鳥獣保護区、特定量具使用禁止区域（銃）、人身被害の恐れがある区域では狩猟期間も捕獲を実施する。
・カラス 住宅地を避けた農地周辺を中心に、農作物被害が寄せられた地域で被害情報に応じて捕獲を実施する。
・カワウ 年間を通じて養殖魚を含む魚類への被害が発生していることから、銃器による捕獲を実施する。（捕獲場所は鮎川流域及び鮎川湖）
・ニホンザル 本市では群れは確認されていないため、目撃されるのは、はぐれザルと想定されることから、情報が寄せられた時に、専用捕獲檻による捕獲を実施する。なお、捕獲場所は市内全域とする。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
対象鳥獣を捕獲する際、接近すると逃げられてしまう場合において、周囲状況の安全確認の上ライフル銃（特定ライフル銃含む）による捕獲を実施する。また、散弾銃等では致命傷にならず、手負いで逃走される恐れもあるため、ライフル銃（特定ライフル銃含む）による捕獲を実施する。

(注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃（特定ライフル銃含む）を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことがわかるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
藤岡市全域	地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項及び群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第 2 条第 1 項に基づき権限委譲されており、該当なし。

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
イノシシ ニホンジカ ハクビシン アライグマ タヌキ ニホンザル	・侵入防止柵の設置者に資材購入支援を行い、整備を促進するよう啓発する。	・侵入防止柵の設置者に資材購入支援を行い、整備を促進するよう啓発する。	・侵入防止柵の設置者に資材購入支援を行い、整備を促進するよう啓発する。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
R 5	イノシシ ニホンジカ ハクビシン アライグマ タヌキ ニホンザル	・山林、原野化した樹園地等の適正管理を推進し、農地等には、収穫残渣や生ごみを放置しない。なお、やむを得ず放置した収穫残渣は適正に処理する。 ・被害が多発しているところなどは、地区ごとに研修会等を実施する。
R 6	イノシシ ニホンジカ ハクビシン アライグマ タヌキ ニホンザル ツキノワグマ	・山林、原野化した樹園地等の適正管理を推進し、農地等には、収穫残渣や生ごみを放置しない。なお、やむを得ず放置した収穫残渣は適正に処理する。 ・被害が多発しているところなどは、地区ごとに研修会等を実施する。
R 7	イノシシ ニホンジカ ハクビシン アライグマ タヌキ ニホンザル ツキノワグマ	・山林、原野化した樹園地等の適正管理を推進し、農地等には、収穫残渣や生ごみを放置しない。なお、やむを得ず放置した収穫残渣は適正に処理する。 ・被害が多発しているところなどは、地区ごとに研修会等を実施する。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

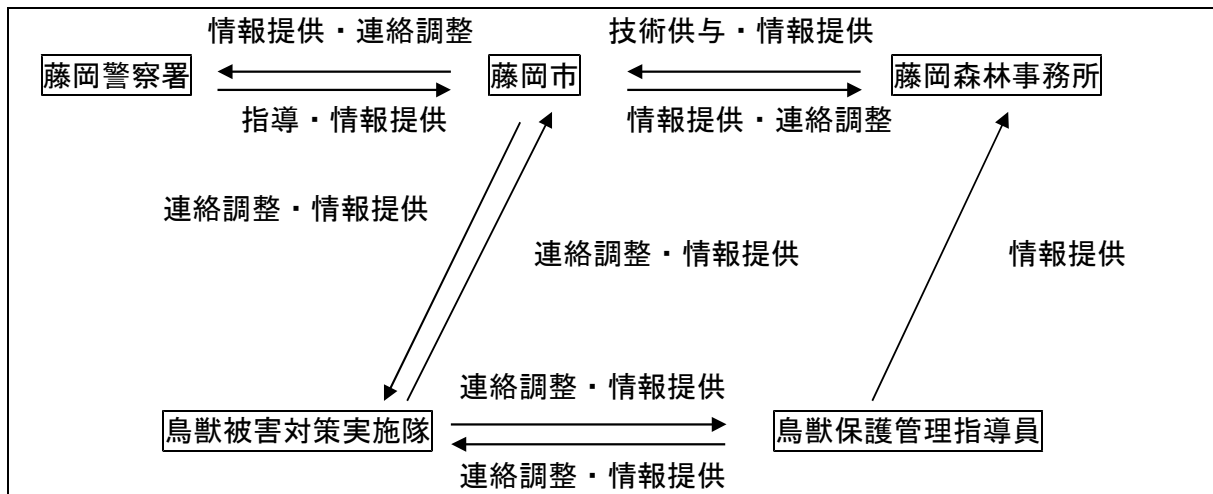
関係機関等の名称	役割
藤岡市	情報提供、連絡調整、捕獲の許可
藤岡警察署	住民の安全確保等に関すること (地域巡回、情報提供、警戒、車輛等による広報)
藤岡森林事務所	情報提供、技術供与、連絡調整
藤岡市猟友会・鬼石猟友会	イノシシ・ニホンジカ・ハクビシン・アライグマ・タヌキ・ニホンザル・ツキノワグマ等の捕獲・処分、追払い等
鳥獣行政協力員	地域巡回、情報提供

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

ニホンジカについては、出荷制限があることから、自家消費の自粛を促し、捕獲した場所で適切な方法により埋設する。

イノシシについては、豚熱の拡散防止のため適切に防疫処理して埋設する。

ニホンザル、ハクビシン、アライグマ、タヌキについては、適切な処理施設において焼却処分を行う。なお、やむを得ず埋設処理する場合には、捕獲した場所で適切な方法により埋設する。

カラス、カワウ等については、適切な処理施設において焼却処分を行う。

ツキノワグマについては、捕獲された場合、可能な限り群馬県立自然史博物館への検体提供をする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	予定なし
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	藤岡市有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
藤岡市	協議会の運営
藤岡市猟友会	イノシシ・ニホンジカ・ハクビシン・アライグマ・タヌキ・ニホンザル・ツキノワグマ等の捕獲・追払い
鬼石猟友会	イノシシ・ニホンジカ・ハクビシン・アライグマ・タヌキ・ニホンザル・ツキノワグマ等の生息状況等の情報収集及び提供
藤岡地区農業指導センター	技術供与と指導助言
藤岡森林事務所	資料収集 情報の共有
多野藤岡農業協同組合	協議会と被害農家の連携 各種情報の収集と提供
被害地区区長	被害農家から協議会への情報収集及び提供 協議会と被害農家の連携
多野東部森林組合	野生鳥獣の生息状況等の情報収集及び提供
藤岡市農業委員会	協議会と被害農家の連携 各種情報の収集と提供
藤岡市園芸協会	被害現場の集約 各種情報の収集と提供
鳥獣行政協力員	イノシシ・ニホンジカ・ハクビシン・アライグマ・タヌキ・ニホンザル・ツキノワグマ等の生息状況等の情報収集及び提供

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
群馬県鳥獣被害対策支援センター	技術供与と指導助言、資料収集、情報の共有
群馬県立自然史博物館	捕獲固体の検査等（イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ）

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成年26年4月1日設置 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条の規定に基づき、藤岡実施隊及び鬼石実施隊の2隊の編成による連合体として藤岡市鳥獣被害対策実施隊を設置する。実施隊員の定員は、80人以内とし、藤岡市鳥獣被害対策実施隊設置条例第2条に定める任務の他、藤岡市鳥獣被害対策実施隊設置条例施行規則第3条に定める任務を行う。また、地元農林業者や各地区で得られる被害状況等の情報を活用して対応にあたる。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲の担い手を確保するため、県が開催する農業者を対象としたわな免許取得講習会等への参加を促し、被害防止体制の整備のため、農林業者等には、わな猟免許取得を促進するとともに、新たな担い手の活躍の場が増やせるよう経験者が積極的に技術の継承をしていく。
--

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害対策について、近隣市町村を交え、関係機関と連携し、被害状況の把握に努め、被害防止施策を講じるとともに、知識等の醸成を図るため、県等が開催する研修会等へ積極的に参加する。
--

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。